

# 業務指示書

## フィリピン国ミンダナオ島南部地域回廊補修事業（ダバオバイパス整備事業）準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年5月29日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年6月3日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路建設に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（フィリピン及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年6月7日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
本邦研修に係る経費、現地再委託経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(PHP1 = 2.384 円 , US\$1 = 97.84 円 , EUR1 = 127.92 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路計画  
橋梁/構造物設計  
道路設計

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年6月21日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(4)契約交渉

(7)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(4)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(4)契約交渉

(7)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(7)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国ミンダナオ島南部地域回廊補修事業（ダバオバイパス整備事業）準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦/現地）	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他（実施設計・施工監理体制）		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション（業務方針的確性、現実性等）		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/道路計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション（専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等）		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 橋梁/構造物設計	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 道路設計	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 業務指示書（案）

### 第2 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. 業務の背景

フィリピン「以下「フィ」国という」の南部に位置するミンダナオ島は反政府グループと政府軍との間で長年続いた内戦等の影響等により、他地域と比べて経済発展が遅れている。ダバオ市はミンダナオ島最大の都市であるとともに、主要産品である農水産物および加工品等の輸出のゲートウェイとなる港湾設備も擁しているが、ダバオ市中心部では慢性的な交通渋滞が発生しており、市内移動の利便性は低く円滑な物流が妨げられている。

2010年にJICAが実施した「高規格道路網開発マスタープラン調査」においては、マニラ首都圏、メトロセブ圏、ミンダナオ島のタグムーダバオージェネラルサントス回廊の3地域を対象として高速道路網整備に係る検討を行い、この中で上記回廊の道路拡幅とダバオ市内を迂回するバイパス建設が提案された。同回廊の道路拡幅については世界銀行等の資金により一部の区間において現道2車線の4車線化や斜面对策工事が進行中である。バイパス建設についてはDPWHが2012年から現在に至るまで主要都市における高速道路PPP事業化調査(Business Case Studies of Selected Public Private Partnership (PPP) Projects、以下「Business Case Study」という)の中で取り上げ、路線案検討、概略事業費積算、経済・財務分析等を実施した。

DPWHはダバオ・バイパスの整備に必要な資金として円借款の活用を検討しており、JICAとDPWHは、本事業はダバオ市内およびミンダナオ島東部の交通改善に必要不可欠な事業との認識を共有し、ダバオ・バイパスの2013年2月21日に協力準備調査の内容を協議議事録に取りまとめ合意した。

本業務は、上記の経緯を踏まえ、当該事業の目的、概要、概略事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等我が国が有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

#### 2. 事業の概要

##### (1) 事業名

ミンダナオ島南部地域回廊補修事業（ダバオバイパス整備事業）

##### (2) 事業の目的

本事業は、ダバオ市中心部を迂回するバイパスを建設することにより、ダバオ市内の渋滞緩和、物流改善を図り、もってミンダナオ島の経済発展に寄与するものである。

### (3) 事業の概要

ダバオ・バイパス整備（延長約 30～40km、トンネル約 2km を含む）  
（ダバオージェネラルサントス間の道路拡幅は本調査においては現況確認調査に留める）

### (4) 実施機関

公共事業道路省（Department of Public Works and Highways: DPWH）

## 3. 業務の目的

ダバオ・バイパス整備事業について、事業目的、概要、概略事業費、事業実施体制、運営維持管理体制、環境・社会配慮、事業効果等、我が国が円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

## 4. 業務の範囲

コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために「5. 業務実施上の留意事項」「6. 業務内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書を作成して先方機関に提出するものとする。

## 5. 業務実施上の留意事項

### (1) 調査手法・調査項目

本業務指示書は、これまでに入手した資料・情報をもとに作成したものである。コンサルタントは、本事業が円借款候補の案件であることを念頭におき、より効率的かつ効果的な調査手法を検討の上、プロポーザルに記載、提出すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

### (2) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の結果は、JICA が本事業に対する円借款の審査を行う際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなるから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時 JICA と DPWH と協議すること。また、本業務で検討・策定した事項が「フィ」国関係機関への一方的な提案とならないよう十分な合意形

成を行い、その過程については文書にて確認・記録すること。

#### (3) ダバオージェネラルサントス道路拡幅事業の扱い

ダバオージェネラルサントス間の道路拡幅事業については、現地調査による確認の結果、一部の道路区間において世界銀行等の資金により現道 2 車線の 4 車線化や斜面对策工事が進行中であることが明らかになった。このため、本調査では同回廊拡幅工事計画・工事予定区間、道路用地の確保状況の確認までを調査対象とする。

#### (4) ダバオバイパスの路線選定の経緯

ダバオバイパスの路線（ルート）選定に関しては上述の「高規格道路網開発マスタープラン調査」にて提案のあった路線案が Business Case Study にて見直され、住宅地や既存施設等を回避する形でさらに内陸部を縦貫する路線案となった。路線案検討に際しては地方自治体を巻き込んだ形でなされており、現段階の路線案はダバオ市役所の有する地理情報システム（GIS）に格納されている（貸与資料の出力図参照）。今後も路線案の微調整が続くものと見込まれるが、本調査実施に際しては、当該路線案に至るまでの複数の代替路線案検討過程をレビューした上で、路線決定に必要な検討を行う。

#### (5) 先行調査の設計・積算結果のレビュー

先行調査である Business Case Study の設計・積算結果はその精度如何に関わらず、本調査結果と比較されることが予想されるため、予め先行調査内容を入力した上で設計・積算のレビューを行い、前提条件、設計対象、積算の精度等について、DPWH をはじめとした「フィ」国関係機関が本協力準備調査結果と比較検討できるように準備を行う。

なお、Business Case Study の最終報告書においては、本事業の PPP 事業化および有料道路化を断念し、2 車線（片側 1 車線）の一般道路建設を提言している点に留意。また、直近の事例では DPWH のコスト積算について類似事業における単価との比較を行ったうえでの説明が求められており、積算過程において DPWH が実施中もしくは計画中の類似事業の単価の確認を行う。

#### (6) トンネル建設に係る検討

前述の Business Case Study においては全長約 2km のトンネル建設が提案されている。本調査においては必要な地形・地質調査を実施した上で円借款供与額検討に際してのトンネル建設に係る概略費用を積算するが、トンネル工事の性質に鑑み、種々のリスク要因による上振れ、下振れ見込み額の検討を含める。

なお、これまでの「フィ」国においては事業内容およびリスク如何にかかわらず物的予備費は一律のパーセンテージが設定されていることに留意すること。概略設計に際しては、安全面への配慮ならびに本邦技術の活用可能性等の検討を進め、先方関係機関とも十分に協議・調整を行うこと。

(7) 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当するとして環境カテゴリAに分類されている。住民移転数の規模については、道路線形が確定しない現段階において具体的な数は把握されていないが、バイパス路線と交差する既存道路沿いには集落・家屋が見られ、またダバオ市北部のバイパス起点周辺は住宅密集地域であり、数百世帯以上の規模の住民移転が発生することが予想される。本調査実施に当たっては、7.(6)及び(7)に示す通り、「フィ」国政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続きおよび住民移転計画策定等を先方実施機関が進める上での必要な支援を行う。また、環境社会配慮助言委員会の際しての資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

#### (8) 業務の実施体制

本調査の関係機関はDPWH、運輸通信省(Department of Transportation and Communications: DOTC)、地方政府(Local Government Unit: LGU)、国家経済開発庁(National Economic Development Authority、以下「NEDA」という)リージョナルオフィス、ミンダナオ開発庁、フィリピン港湾庁等、多岐にわたることから、ワーキンググループおよびステアリングコミッティ等を設置し、「フィ」国内の円滑な調整を図ることを予定している。特に、全体事業費を含む事業計画については「フィ」国においては、NEDA ボード等の承認を得た上で決定されることから、本調査を通じて必要資料の作成等の側面支援を行う。

### 7. 業務内容

#### (1) 事業の背景と必要性に係る情報の収集・整理

下記2事業の背景と必要性に係る情報を収集・整理する。この中で「フィ」国国家開発計画、道路セクター開発計画、ミンダナオ島における開発計画、道路整備計画、その他関連上位計画、他援助機関の対応等についても確認し、両事業のこれらの計画における位置づけを把握する。また、現地本邦企業等へ想定される裨益効果についてもインタビュー等を通じて確認する。

各事業の情報収取事項は以下の通り。

ア ダバオ・バイパス建設事業

(ア)ダバオ市の都市開発計画、土地利用計画、ダバオ近郊地域を含む道路開発計画

(イ)公共交通（含む Bus Rapid Transit）計画、港湾、空港等の他交通モードの開発計画

(ウ)産業立地および物流状況、観光産業の状況

イ ダバオージェネラルサントス道路拡幅事業

(ア)当該路線の改良・拡幅事業の計画、予算、工事進捗状況

(イ)世銀等の他ドナーの支援状況

(ウ)用地取得状況及び道路用地の占有状況

(2) 先行調査結果のレビュー

Business Case Study にて提案されたダバオ・バイパス事業内容に関し、以下の観点からレビューし、今後、「フィ」国政府側にて検討・調整が必要な事項について整理する。

ア 路線代替案の検討過程および最新案の確認（含む土地利用計画、その他都市計画上の規制との整合性確認）

イ 計画・構想中の他の道路との交差方法・接続方法の確認

ウ 平面および縦断線形の妥当性

エ 公共交通計画、バスターミナル計画等との整合性

オ 単価、数量等の事業費積算の前提条件

カ 交通需要予測の妥当性、車線数検討結果の確認

(3) 設計方針の検討

ダバオ・バイパス建設事業に関し、沿道土地利用も含めた道路計画の在り方を検討する。また、設計基準および設計条件（含む、トンネル、河川計画等）、施工計画の条件を設定した上で、設計方針を提案し、先方実施機関の合意を得る。合わせて高圧送電線等のユーティリティとの干渉有無・移設等の確認を行う。

(4) 自然条件調査の実施

概略設計に際して必要な精度を確保するために以下に係る自然条件調査を実施する。自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、下記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

#### ア 地質調査

地質図・地形図等の情報を収集した上で、道路、橋梁、トンネル等の設計に必要な地質調査を実施する。地質調査の具体的な内容についてはプロポーザルにて提案すること（再委託可）。

#### イ 地形測量

用地取得範囲の把握や道路縦横断設計等を目的として、地形測量及び路線測量を実施する（再委託可）。

#### ウ 気象および水文・水理調査

概略設計実施に際しての設計条件を設定するために、既存資料・データの収集整理、関係機関へのヒアリング、現地踏査等により気象・水文・水理調査を行う。

#### (5) 概略設計、施工計画、用地取得計画、本体事業費積算

ア ダバオ・バイパス建設事業に係る資金調達計画（借款・自己資金等）を先方実施機関に確認し、概略設計の対象とする事業のスコープを確認する。

イ 橋梁およびトンネル等の形式については複数の代替案を施工性、維持管理、経済性等の観点から比較検討した上で、当該事業に係る設計方針を提案し、先方実施機関の合意を得る。

ウ ダバオ・バイパス建設事業に関し、以下の通り概略設計を行う。なお、各項目の詳細については、現地調査結果を踏まえ JICA と協議を行うこと。

(ア) 路線計画

(イ) 道路平面設計、道路縦横断設計

(ウ) 道路舗装設計

(エ) 橋梁等構造物設計

(オ) トンネル設計

(カ) その他主要構造物の設計

(キ) 数量計算表作成

(ク) 単価調査、材料調査及び本体事業費積算書作成

(ケ) 施工計画・計画工程表作成

(コ) 完成予想図（パース等）作成

(サ) 本事業に係る日本企業の技術・比較優位性検討

#### (6) 環境社会配慮に係る調査



ア 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

イ 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

(ア)ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認

(イ)相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
- 関係機関の役割

(ウ)スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

(エ)影響の予測(基本的に定量的予測を含む)

(オ)影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

(カ)緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(キ)環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討

(ク)予算、財源、実施体制の明確化

(ケ)ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(7) 住民移転計画案の策定

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下ア～サを含めることとする。具体的な作成手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を

行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

調査に際しては、男女双方の住民の声を集約し計画に反映するよう工夫するとともに、住民移転計画作成支援においては、①住民説明会におけるジェンダーバランスへの配慮、②男女双方からのヒアリングを通じた対象地域影響住民の適切な状況把握、③寡婦世帯、女性世帯主世帯など、特に脆弱な環境におかれた世帯がいる場合特別保証措置の検討、④補償金が支払われる場合、支払方法の検討(世帯内での適切な裨益等)も検討する。

#### ア 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

#### イ 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する

#### ウ 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

(ア)人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(イ)財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(ウ)家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

## エ 損失資産の補償、生活再建対策の立案

(ア)損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。

(イ)土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

(ウ)エンタイトルメント・マトリックスの作成

損失のタイプ、損失の程度、受給資格者、受給内容、その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

(エ)OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

(オ)移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

## オ 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

## カ 苦情処理手続きの検討

事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

## キ 実施体制の検討

(ア)住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。

(イ)住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定す

る。

#### ク 実施スケジュールの検討

1)補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2)移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

#### ケ 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

#### コ モニタリング・事業終了評価方法の検討

(ア)実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

(イ)独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(ウ)住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

#### サ 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### (8) 交通量調査

対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測および事後評価に必要となる運用効果指標等の基礎データとするために、既存の交通データを収集し、必要に応じて補足交通調査を実施する(現地再委託可)。交通需要予測

に当たっては改めて大規模な OD 調査の実施は想定していないので、既存の資料の活用を図り、必要に補備的な交通調査を行うこととする。補足交通調査に関しては、現段階での具体的調査手法、調査箇所等につきプロポーザルにて提案すること。

#### (9) 将来交通需要予測

(1) の確認結果をもとに、本事業の交通需要に影響を与える以下の項目および(8)の交通量調査結果を踏まえ、本事業に係る将来交通量を予測する。現段階では有料道路化の予定はないが念のため料金感度を加味した将来交通需要も合わせて検討する。

- ア 対象地域の土地開発計画（含む住宅地域、工業地域等）
- イ 他交通モードの開発計画
- ウ 社会経済フレームワーク
- エ 料金設定
- オ 計画年次の設定

#### (10) 本事業の評価

本事業の評価に当たっては1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（EIRR、FIRR）を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①年平均日交通量、②所要時間の短縮、③車両走行費の節減等を想定している。

#### (11) 維持管理・運用保守計画の作成

以下に係る維持管理・運用保守計画を作成する。

- ア 道路及び構造物の維持管理計画（含む費用概算）
- イ 有料道路とした場合の運用計画、料金設定案の策定

#### (12) 事業実施体制の確認および全体工程表作成

- ア 事業実施機関である DPWH の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。また完工後の管理運営主体の確認、移管が生じる場合はその手続き、進捗状況等につき確認する。
- イ 調達契約方式、工事パッケージ及び工程を提案する。
- ウ コンサルティングサービスの内容、規模（M/M）及び工程を提案する。

エ 用地取得工程、JICA の定める調達手続標準スケジュール、工程を踏まえた全体工程表を作成する。

### (13) プロジェクトの概略事業費積算

プロジェクトの概略事業費を以下に従って積算する。

#### ア 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せずに別資料とする。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. Front end Fee
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他 1（融資非適格項目）
  - ①用地補償等
  - ②関税・税金
  - ③事業実施者の一般管理費
  - ④他機関建中金利
- h. その他 2
  - ①完成後の委託保守費
  - ②初期運転資金
  - ③移転地整備にかかる費用
  - ④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用（該当する場合）
  - ⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

#### イ 事業費の算出様式

事業については、別途 J I C A が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

#### ウ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

#### エ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

オ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する様式にとりまとめ、提出する。

(14) 調達事情調査

現地の調達に係る以下の項目に係る調査を実施して「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。

ア フィリピンにおける当該類似業務の調達事情

- ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・施工業者の一般事情

イ 入札手法、契約条件の設定

- ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

ウ コンサルタントの選定方法

- ・International Consultants の採否 等

エ 施工業者の選定方針

- ・PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

(15) トンネル等の技術紹介に係る現地セミナー及び本邦招聘の企画・実施

トンネル建設・保守管理等にかかる我が国の技術紹介等を目的として現地セミナー（1日×2回、50人程度の参加を想定）および本邦招聘（1週間程度×1回、参加者5名を上限）を企画・実施する。被招聘者は入国管理法上の「研修員」に該当しないため、研修査証は発給されない点に留意（JICAはビザ発給手続きに必要なレター等を作成）。被招聘者の手当等は、技術研修員手当等支給基準に準ずるものとし、具体的な手当等は以下の通りとする。

渡航費（空港使用料含む）、海外旅行保険費、交通宿泊生活渡航費（空港使用料含む）、交通宿泊生活支度料、資料送付、査証料。

コンサルタントは、本邦招聘のテーマを初期案としてプロポーザルにて提案し、別見積もりとして費用をプロポーザルに計上すること。当該業務にかかる経費に関しては「研修を含む法人一括契約受注者用マニュアル」を準用する。

#### (16) 気候変動適応策としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業は気候変動により生ずる洪水の規模拡大や斜面崩壊による道路機能の低下機械の増加等に対する「適応」を副次的目的とするものとして位置付けられる可能性があることから JICA「気候変動対策支援ツール／適応策 試行版 Ver. 1.0 2011年6月」に基づき以下の項目の情報収集・分析を行う。

(ア)脆弱性評価（気象・水文記録の傾向、気候変動シナリオ・解析モデル確認、災害履歴把握）

(イ)適応オプションの検討

(ウ)気候変動に対するフレキシビリティ、マルチアダプテーションの考慮

(エ)事業評価（適応オプションのための追加的費用と効果）

(オ)モニタリング及びレビュー計画

### 8. 成果品等

#### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の「フィ」国政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。インセプション・レポートを除く各報告書の巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた要約を含めることとし、各要約の冒頭にページの色を変えた要旨を含めること。また、各報告書の「フィ」国政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、説明の上、その内容について了承を得るものとする。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受け、校閲者の証明を提出すること。

#### ア インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2013年6月下旬

部数：英文15部（うち先方機関へ10部）

#### イ プロGRESSレポート1

記載事項：自然条件調査等中間報告、先行調査結果レビュー、設計方針等

提出時期：2013年11月上旬



- 部数 : 英文 15 部 (うち先方機関へ 10 部)
- ウ プログレスレポート2  
記載事項: 基本設計概要、橋梁形式代替案等  
提出時期: 2014 年 3 月下旬  
部数 : 英文 15 部 (うち先方機関へ 10 部)
- エ ドラフトファイナルレポート  
記載事項: 調査結果の全体成果  
提出時期: 2014 年 10 月中旬  
部数 : 英文 15 部 (うち先方機関へ 10 部)
- オ ファイナルレポート  
記載事項: 調査結果の全体成果  
提出時期: 2014 年 12 月下旬  
部数: 英文 15 部 (うち先方機関へ 10 部)、電子媒体 3 部 (うち先方機関へ 1 部)

## (2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後 JICA に提出する。

## (3) その他の提出物

### ア 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録 (M/M) を作成し、JICA に速やかに提出する。JICA 事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日までに配布資料 (各報告書の和文要約を含む) を JICA に提出すること。

### イ 調査業務報告書

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに JICA に提出する。

### ウ 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA (現地調査の場合は JICA 在外事務所長も含む) に速やかに提出する。

### エ その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

## (4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、プログレスレポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2013年6月中旬より国内事前準備を開始し、2013年7月上旬より現地調査を行う。この間、業務量の目安に応じて国内解析を実施する。2013年11月上旬、2014年3月下旬を目処にプロGRESSレポート1、2を提出し、2014年10月中旬にドラフト・ファイナル・レポートを提出する。2014年12月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と構成分野（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約40M/M

- ・日本人コンサルタントのほか、効率的な業務実施を行うための現地傭人の活用を行うことを可とする。必要に応じ現地傭人の具体的活用内容、時期、期間、人数等について、日本人コンサルタントの業務実施計画と合わせ、プロポーザルにて提案すること。

##### (2) 構成分野（案）

本業務には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、下記の担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた本業務に係る全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。再委託業者との業務の遂行に関しては、現地において適切な監督ならびに指示を行うとともに、その内容につき精査のうえ、とりまとめることとする。その他、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則るものとする。

- ・総括/道路計画（2号）
- ・橋梁・構造物設計（3号）
- ・道路設計（3号）
- ・トンネル設計
- ・地質調査
- ・交通需要予測・経済財務分析
- ・事業費積算/施工計画
- ・水文水理

- ・ 自然環境
- ・ 社会配慮/移転計画

### 3. 「フィ」国側便宜供与内容

2012年10月18日署名の Minutes of Meetings に基づくが、執務室提供等に係る具体的な取り決めは未定である。

### 4. 配布資料

- (1) 2013年2月21日署名交換 Minutes of Discussions on Preparatory Survey for Southern Mindanao Economic Corridor Improvement Project between the DPWH and JICA
- (2) Davao Regional Development Plan 2011-2016
- (3) SOCCSKSRGEN Regional Development Plan 2011-2016
- (4) Consultancy Services for the Conduct of Business Case Studies of Selected PPP Projects Package III, "Progress Report 4 Oct-Nov 2012"
- (5) Consultancy Services for the Conduct of Business Case Studies of Selected PPP Projects Package III "DRAFT Business Case Report Davao City Roads," DPWH and United Technologies Consolidated Partnership (Nov 2012)
- (6) Consultancy Services for the Conduct of Business Case Studies of Selected PPP Projects Package III "Final Business Case Report Davao City Roads," DPWH and United Technologies Consolidated Partnership (Nov 2012)
- (7) ダバオ GIS 出力図

### 5. 調査用資機材

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは、調査遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

### 6. 現地再委託

現地再委託については、以下の業務を認めることとする。

- ・ 自然条件調査（地形調査、地質調査等）

- ・ 交通調査
- ・ 環境社会配慮調査
- ・ 住民移転計画案作成

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

## 7. 安全管理

現地作業期間中には安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAフィリピン事務所、在フィリピン大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制にし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

## 8. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施する事が出来る。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以 上